

インドネシア観光プロモーション事業業務委託仕様書

1 趣旨

中部山岳広域観光推進協議会では、東南アジアからの更なる誘客の促進にむけ、インドネシアにおいて観光プロモーションを実施するとともに、現地旅行会社に対し、中部山岳国立公園周辺観光地の旅行商品の造成と販売を促すための情報発信等を実施する。

2 事業名

インドネシア観光プロモーション事業業務

3 委託業務の期間

契約締結日から令和8年3月19日（木）まで

4 業務内容

東南アジアからの更なる誘客の促進にむけ、インドネシアにおいて観光プロモーションを実施するとともに、現地旅行会社に対し、中部山岳国立公園の周辺観光地の旅行商品の造成と販売を促すための情報発信等を実施する。

（1）現地観光 PR イベントの開催

現地観光 PR イベントに関する企画、開催場所の選定、集客、イベント当日の運営及び設営撤去等について、以下により行うこと。

① イベント実施時期

- ・令和7年夏～令和8年2月までの間に行うこと。
- ・開催時期、期間、実施回数（複数回の実施も可）及び規模について、効果的な集客及びプロモーションが可能な手法を検討のうえ、提案すること。

② 開催場所

- ・インドネシア内の商業施設等、効果的な集客が可能な場所を提案すること。

③ イベントについて

○観光 PR イベントの実施

- ・中部山岳国立公園の周辺観光地のうち、立山黒部アルペンルートをはじめとした富山県及び長野県の観光の魅力を発信するための観光 PR イベントを実施すること。
- ・観光 PR イベントの実施可能な会場を手配すること。
- ・イベントでは、中部山岳国立公園周辺観光地や富山県、長野県の魅力を発信することのできる場所を設け、当該エリアへの興味、関心をひくような展示を行うこと。
- ・イベント実施に必要な責任者やスタッフを配置すること。
- ・イベントでは、中部山岳国立公園周辺観光地や富山県、長野県の興味、関心を惹くようパンフレット等を用いて情報発信を行うこと。また、富山県及び長野県の自然のほか、食や伝統など幅広い魅力を紹介するよう努めること。
- ・イベント実施に必要な什器、備品の手配を行い、展示終了後は撤去すること。

- ・イベントの全体管理を行うこと。

○広報・プロモーション

- ・イベント実施前に広報を行い、集客に努めること。
- ・イベント期間中やイベント実施後も、観光 PR イベントの内容について情報発信を行うこと。
- ・現地旅行会社のイベントへの参加を促すよう、旅行会社向けの広報も重点的に実施すること。

○イベント後のフォローアップ

- ・イベント参加者にアンケートを行うなど、中部山岳国立公園の周辺観光地への関心や来訪意欲等を把握すること。
- ・旅行会社に対しては、旅行商品の造成の可能性や成果について、フォローアップを行い把握すること。

○その他

- ・その他イベント実施にあたっては中部山岳広域観光推進協議会（事務局：富山県）と協議のうえ進めること。

（２）旅行商品の造成と販売にむけた情報発信

○旅行商品の造成及び情報発信

- ・中部山岳国立公園の周辺観光地のうち、立山黒部アルペンルートをはじめとした富山県及び長野県の旅行商品について、上記（１）の現地観光 PR イベントにおいて、現地旅行会社に対し販売又は情報発信する機会（セールス可能な場）を設けること。
- ・上記（１）の現地観光 PR イベント以外でも、現地メディアや広告、WEB サイト等を効果的に活用し、旅行商品や、富山県及び長野県の観光の魅力を発信するよう努めること。

５ 成果品の納入

委託業務完了時には、下記に掲げるものを中部山岳広域観光推進協議会（事務局：富山県）へ提出すること。

- ・業務完了報告書（一式、電子データで納入）
- ・その他中部山岳広域観光推進協議会が必要と認めた資料等（一式、電子データで納入）

６ その他

- （１）本事業に関する事項について、機密を厳守し、無断で他に漏らしたり、利用してはならない。
- （２）本事業で取り扱うこととなる個人情報の管理は適切に行うこと。
- （３）受託者は、著作権、特許権、その他日本国又は外国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用する場合、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

- (4) 事業履行の成果について生じた著作権、内容に関する著作権（受注者が委託業務を履行する前から有していたもの等本事業と無関係に有していた著作権は除く。）は、第三者から利用許諾を受けて使用するものを除き、中部山岳広域観光推進協議会に帰属するものとする。
- (5) 受託者は事業を履行するにあたり、第三者に損害を与えたときは、その損害の賠償を行うものとする。
- (6) 受託内容に疑義が生じた場合は、その都度中部山岳広域観光推進協議会と協議の上、その指示に従って進めること。
- (7) 本仕様書はプロポーザル用であり、採用者とは内容を別途協議の上、契約を締結する。